

令和5年度愛知県国民健康保険事業特別会計予算について

国民健康保険制度においては、平成30年度から県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担っており、国民健康保険に関する特別会計の予算を確保し、制度の安定的な運営を図っている。

1 令和5年度愛知県国民健康保険事業特別会計当初予算について

1人当たり保険給付費は増加しているが、被保険者数が減少したことにより、前年度より予算規模が縮小している。

<歳入>

単位：千円

項目	令和5年度①	令和4年度②	差引①－②
国保事業費納付金	204,287,816	196,282,435	8,005,381
国庫支出金	147,892,921	146,634,070	1,258,851
前期高齢者交付金	155,304,732	159,466,391	△4,161,659
一般会計繰入金	37,636,196	37,424,313	211,883
その他	17,890,723	36,416,848	△18,526,125
合計	563,012,388	576,224,057	△13,211,669

- 市町村が納付する「国保事業費納付金」、国から交付される「国庫支出金」、前期高齢者の偏在の影響を全国の保険者間で調整する「前期高齢者交付金」が主な財源となっている。
- 県は、「一般会計繰入金」として、医療給付費の9%や市町村が行う特定健康診査等の費用の一部などを負担している。

<歳出>

単位：千円

項目	令和5年度③	令和4年度④	差引③－④
保険給付費等交付金	424,185,305	433,538,470	△9,353,165
後期高齢者支援金等	89,608,292	82,433,480	7,174,812
介護納付金	31,392,647	33,436,499	△2,043,852
保健事業費	198,278	191,378	6,900
その他事業	17,627,866	26,624,230	△8,996,364
合計	563,012,388	576,224,057	△13,211,669

- 保険給付費等交付金が歳出予算の約75%を占めている。

2 主な歳出予算の概要について

(1) 保険給付費等交付金 424,185,305千円

ア 保険給付費等交付金（普通交付金） 411,360,598千円

市町村が行う療養の給付（被保険者の疾病、負傷に対しての診療）等に必要な費用を交付する。

イ 保険給付費等交付金（特別交付金） 12,824,707 千円
市町村の財政状況や医療費適正化への取組状況など、個別の事情に応じた財政の調整を行うために交付する。

- ① 国特別調整交付金 3,657,191 千円
（災害等の特別な事情がある市町村に交付）
- ② 県繰入金分 4,862,419 千円
（県費を財源にし、医療費適正化などの取組に対して交付）
- ③ 国民健康保険保険者努力支援交付金 2,538,999 千円
（市町村の取組を全国で相対評価し、評価に応じて交付）
- ④ 特定健康診査等負担金 1,766,098 千円
（特定健康診査・特定保健指導の費用の一部を負担）

（２）後期高齢者支援金等 89,608,292 千円

後期高齢者医療制度の医療給付費の約 4 割を現役世代の各医療保険で賄っており、支援金として納付する。

（３）介護納付金 31,392,647 千円

40 歳以上 65 歳未満の医療加入者（第 2 号被保険者）の介護保険料を、医療保険者が医療保険料と併せて徴収し、納付する。

（４）保健事業費 198,278 千円

主な事業は以下のとおり。

- 糖尿病性腎症重症化予防推進事業 5,305 千円
糖尿病性腎症重症化予防推進会議、同推進研修会及び同地域連携推進会議を開催する。
- 保健事業推進医療費分析事業 50,533 千円
主にレセプトデータを活用し、疾病別医療費等を把握分析のうえ、見える化を図る。
- 医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業 61,053 千円
医科・歯科診療所間における糖尿病と歯周病の相互受診勧奨の仕組み等を構築する。
- 地域健康課題分析評価事業 33,272 千円
主に特定健診データを活用し、健康課題等を把握分析のうえ、見える化を図る。

（５）国民健康保険財政安定化基金積立金 13,277 千円

収納不足となった市町村への貸付金の償還金及び基金の運用利子収益を積み立てる。